



補助金等の適正化 ガイドライン

豊 橋 市

2023.3



目次

01	ガイドライン策定の趣旨	3
02	ガイドラインの適用対象	4
03	補助金等適正交付の評価基準	6
04	補助金等の見直し基準	7
	(1) 終期の設定について	
	(2) 最適な執行方法の選択について	
	(3) 公募の原則について	
	(4) 補助対象経費の明確化について	
	(5) 上乘せ・横出し補助について	
	(6) 評価指標及び目標の設定について	
	(7) 少額又は執行率の低い補助金等について	
	(8) 交付先の財務状況について	
	(9) 精算等について	
	(10) 実績報告について	
	(11) 情報公開について	
05	補助金等の見直し方法	15
	(1) 見直しの周期について	
	(2) 見直しの方向性等の検討について	
	(3) 見直しの方向性等の決定について	
06	新規の補助金等の制度設計	15
07	その他	16
	様式集	17

01 ガイドライン策定の趣旨

補助金の支出は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 に規定する「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的根拠として行っています。

「公益上の必要性」には、不特定多数の利益の増進に寄与するものであることに加え、客観的に見て行政が公費を支出する必要性が高いことが求められており、この根拠に基づき支出される補助金は、市が公益性を認めた特定の事業や活動について行政を補完し、政策目的を効率的に実現する手段として重要な機能を果たしています。

一方で、補助金はその成果や効果が曖昧であることや、長年にわたり特定の者に交付され続けることによって既得権益化しやすいことなどの問題点も指摘されています。

そうした中、本市では令和 2 年度に策定した「豊橋市行財政改革プラン 2021-2025」の中で、事業の選択と重点化の取組みの一つとして、補助金等について終期を徹底するとともに、見直し基準を検討し、定期的なチェック体制を確立することを掲げています。

また、令和 3 年度の包括外部監査においては、「補助金に係る財務事務について」が監査対象となり、補助金のあり方自体の見直しの必要性などについて指摘や意見が出され、その一つとして、『「補助金・交付金ルール」を作成し、ルールに従って全ての補助金について定期的に検証・見直しを行い、補助金の「拡充」「縮小」「廃止」等適切な措置を講じることが望まれる』という意見を受けました。

このような状況を踏まえ、本市の補助金等に対する考え方を明確にし、検証・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針として、補助金等の適正化ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定することで、補助金等の適正化を図っていくこととします。

02 ガイドラインの適用対象

本ガイドラインの適用対象は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年2月17日規則第8号）第2条第1号に定める「補助金等」を基本とし、具体的には歳出予算科目「18節負担金、補助及び交付金」のうち、「補助金」及び「交付金」（企業会計においては、これに相当するもの。交付金は、豊橋市補助金等交付規則に基づき交付するものに限る。）を対象とします。

ただし、『表 1-1 補助金等の性質分類表（義務・任意）』のうち、「国・県等の制度に基づく補助金（市負担無し）」に該当するものは、当該補助金の制度改正等に対し本市の裁量権がなく、実質的な本市の負担もないため、本ガイドラインの適用対象外とします。

一方で、「国・県等の制度に基づく補助金（市負担有り）」に該当するものについては、同じく制度改正等について本市の裁量権はないものの、財政的な負担があることから、他団体の補助制度を活用し、本市の政策推進を図る必要性等を定期的に検証する必要があるため、本ガイドラインの適用対象とします。

また、補助金等を内容に応じ、『表 1-2 補助金等の性質分類表（運営費・事業費）』のとおり分類することとします。

《豊橋市補助金等交付規則》

（定義）

第2条

- (1) **補助金等** 市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（市長が指定するものを除く。）をいう。

歳出予算科目18節「負担金、補助及び交付金」における各細節を、次のとおり整理します。

- (1) **負担金**：法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの
（なお、任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合も負担金として支出される）
- (2) **補助金**：特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めず支出するもの
- (3) **交付金**：法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの
（ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より）

表 1-1 補助金等の性質分類表（義務・任意）

分類	内容
国・県等の制度に基づく補助金 （市負担無し）	国や県など他団体の補助制度に基づき補助するもの ※制度上、市を経由して補助するもので、実質的に市の負担がないもの
国・県等の制度に基づく補助金 （市負担有り）	国や県など他団体の補助制度に基づき補助するもの ※制度上、市も協調して補助することが定められているものなど、市の負担があるもの
市独自の制度に基づく補助金	本市独自の補助制度に基づき補助するもの

本ガイド
ラインの
適用対象

表 1-2 補助金等の性質分類表（運営費・事業費）

分類	内容	
団体運営費補助金	公益的な活動を実施する団体そのものに公益性を認め、特定の団体の運営費（人件費、管理費等）に対して補助するもの	
事業費補助金	イベント事業費補助金	特定の行事や大会・イベント等の開催に対して補助するもの
	建設事業費補助金	公共性・公益性の高い施設等の建設、整備、修繕等に対して補助するもの
	その他事業費補助金	その他、市の政策推進のため、団体・個人が実施する特定の事業や取組みに対して奨励的に補助するもの

03 補助金等適正交付の評価基準

補助金等が適正に交付されているかを判断するに当たり、五つの基本的な視点に着目して評価を行います。それぞれの視点に対して、本市としての評価基準を『表2 補助金等の基本的な視点に対する評価基準』のとおり定め、補助金等の交付に当たっては、常に評価基準に照らし、適正な公金支出に取り組むこととします。

なお、評価基準を満たしていないものについては、当該補助金等の廃止も含め、そのあり方を早急に検討する必要があります。

表2 補助金等の基本的な視点に対する評価基準

基本的な視点	評価基準
公益性	<ul style="list-style-type: none">補助事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか補助金等の効果が広く市民の利益に寄与しているか
必要性	<ul style="list-style-type: none">現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要性があるか
妥当性	<ul style="list-style-type: none">補助金額・補助率・補助対象経費等は適正であり、妥当かつ明確であるか他都市の類似の補助金等と比較し、均衡を欠いておらず妥当であるか
有効性	<ul style="list-style-type: none">補助事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮されているか委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が最適な手法であるか
公平性	<ul style="list-style-type: none">補助交付先は適正・公平に決定されているか同一対象者に長期間にわたり補助金等を交付することで、特権的な恩恵を与えていないか

04 補助金等の見直し基準

補助金等の適正交付のため、基本的な視点に対する評価基準のほか、以下の項目を統一した見直し基準として定めます。各項目の適合状況を定期的に確認し、基準に適合しないものについては、合理的な理由がない限り見直しを行うこととします。

なお、見直し基準とは異なる取扱いを行う合理的な理由がある場合は、その理由について明らかにすることとします。

✓ 補助金等の見直し基準

(1) 終期の設定について

補助金等は、一度制度を創設すると、その効果検証が曖昧なまま支出を続けてしまうことがあります。

また、長期間にわたる補助金等支出の弊害として、交付先の既得権益化や自立運営の阻害のほか、一定の支出が固定化されることにより、新たな行政課題に対する財源確保が困難となることが挙げられます。

したがって、急激に変化している昨今の社会経済情勢においては、補助金等の交付が今後も継続して必要か、これまでと同じ形の支援でよいかなど、定期的に検証を行う必要があります。

見直し基準

- ✓ 全ての補助金等について、最長3年間で終期を設定することとします。ただし、個別の計画において計画推進のための施策として位置付けられている補助金等で、計画終了年度における目標値が定められており、5年以内に計画期間が終了するものについては、遅くとも計画終了年度を終期とします。
- ✓ 終期に合わせ、制度の継続可否を含めた見直しを定期的・継続的に実施することとします。
- ✓ 【国・県等の制度に基づく補助金】については、補助制度の終了に合わせて市の補助も廃止することとし、市単独での制度継続は行わないことを基本とします。

(2) 最適な執行方法の選択について

補助金等は、交付先が自主的に行う事業に交付するものであり、また、それによる反対給付を求めるものではありません。したがって、これらに該当しないもので市が財政支出をする必要があるものについては、補助金等以外の適切な方法で執行することが求められます。

見直し基準

- ✔ 本市からの依頼等により補助事業が実施されており、対象経費の全額を補助しているなど、本来市が主体となって行うべき事業の代替としての性質を有しているものや、反対給付として役務の提供があると認められるものは、委託や市の直接執行に切り替えることとします。

(3) 公募の原則について

特定の団体に対する補助金等の交付は、公平性の観点から慎重に行うべきであり、状況変化や問題点などについて常に検証する必要があります。特に、同様の取組みを行う団体が複数ある場合には、特定の団体のみに補助金等が交付されるという恣意的な判断は避ける必要があります。また、制度開始当初は補助目的を達成し得る団体が一つしか存在しておらず、非公募によりその団体に補助金等が交付されている場合、現在もその状況に変わりがなく、公平性が保たれているか確認する必要があります。

見直し基準

- ✔ 補助目的を達成し得る対象が複数存在する場合は、公募により広く補助対象者を募ることとします。
- ✔ 公募に当たっては、補助対象者に対し、ホームページやチラシなどにより十分な周知を図ることとします。

(4) 補助対象経費の明確化について

補助金等の対象経費は、その目的や内容等により様々ですが、社会通念上、補助対象とすることが適切と認められるものに限定される必要があります。特に、団体の運営費の中には、直接公益的な事業に結びつかないと判断される経費もあることから、それらを補助対象から除外する必要があります。

また、事業の柔軟性を求めるあまり、補助対象を細かく定めておらず、申請された内容について補助対象に該当するか判断の余地が生じているものは、妥当性の観点を踏まえた対応が必要です。

見直し基準

- ✔ 補助対象経費は、補助金等交付要綱に具体的かつ明確に記載することとします。
- ✔ 慶弔費、交際費、懇親会費など、公益性との結びつきが薄いと判断される経費は補助対象外とします。
- ✔ 本市の水準から著しく逸脱した人件費、報償費、旅費などは、本市の水準までを補助対象とします。

(5) 上乗せ・横出し補助について

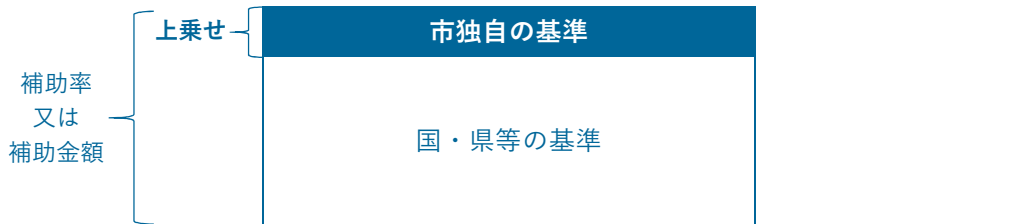
地方公共団体の経費は、目的を達成するために必要かつ最小限で支出しなければなりません。国や県の補助金等についても、この考え方に基づき補助率や補助対象が定められていると考えられます。したがって、それらに対し安易に補助率の上乗せや補助対象の拡大（以下「上乗せ・横出し補助」という。）をすることがないように留意する必要があります。

見直し基準

- ✔ 国や県など他団体の補助金等に対し、本市独自に上乗せ・横出し補助を行う場合は、各団体の補助制度の考え方を確認し、上乗せ・横出し補助を行う必要性や効果を十分に検討することとします。

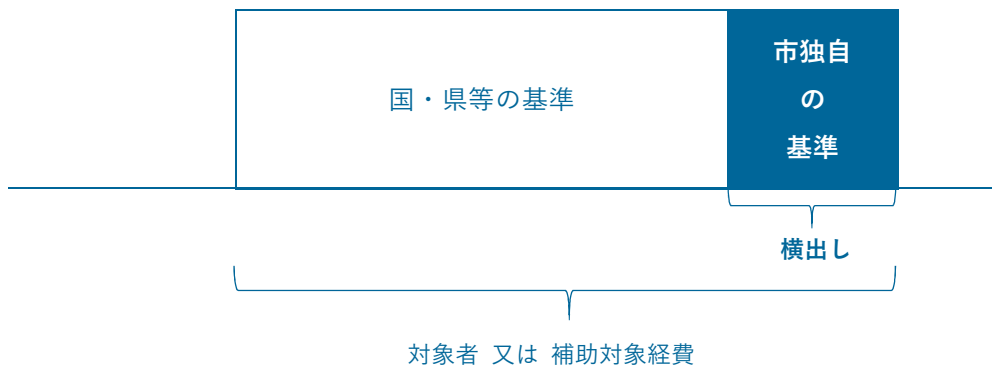
上乘せ・横出し補助のイメージ

【上乘せ補助】



(例) 国が実施する非課税世帯に対する 5 万円給付の対象者に、市独自で 1 万円を追加給付

【横出し補助】



(例) 国が実施する非課税世帯に対する 5 万円給付の対象者に加え、市独自で課税世帯へも 5 万円を給付



(6) 評価指標及び目標の設定について

補助金等の制度創設は、社会情勢等に敏感に反応し、適切な時期に速やかに行うことが重要ですが、目的を達成した後や効果が薄くなってからも補助金等を交付し続けることがないよう、制度設計に当たり、当該補助金等により今ある課題をどの程度解消したいか、いつまでに解消したいかなど、評価指標及び目標を設定する必要があります。

なお、評価指標は『表3 補助金等の性質分類による評価指標設定の考え方』に基づき、見直し検討時に客観的な評価が可能なものとしします。

表3 補助金等の性質分類による評価指標設定の考え方

分類		評価指標	(例)
団体運営費補助金		行政の代行・補完として、公益的な団体を支援することによる波及効果を測定できる指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 当該団体による取組実績 当該分野における各種計画の指標 等
事業費補助金	イベント事業費補助金	集客、地域活性化など、イベント等の趣旨や目的に沿う指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 当該イベントにおける参加者数 市外からの来訪者数 等
	建設事業費補助金	助成する対象となる施設等について、公益上の必要性や同類施設等の充足性の視点による指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 市内の同類施設の数、整備面積 施設の利活用状況 等
	その他事業費補助金	補助によって得られる効果等を測定できる指標を設定	<ul style="list-style-type: none"> 当該分野における各種計画の指標 各種普及率、実施率 等

見直し基準

- ✔ 全ての補助金等について、評価指標、目標値、目標年度を設定することとします。
- ✔ 評価指標は、補助金等交付により発生する効果・成果を示すアウトカム指標を基本とします。
- ✔ 目標値は、客観的な評価が可能な定量的なものが望ましいですが、定量的な評価が難しいものについては、定性的な目標も可能とします。

(7) 少額又は執行率の低い補助金等について

事業規模に対する補助金額や、1件当たりの補助金額が小さいものについては、少額ということもあり、必要性や有効性の検証が曖昧なまま交付し続けてしまう可能性があります。

また、執行率が低い補助金等については、当初の目的が達成された、市民ニーズの変化等により補助金等支出の効果がなくなっているなど、補助金等が活用されない様々な要因が考えられるため、適切な措置を講じる必要があります。

補助金等の執行に当たっては、金額の多寡に関わらず一定の事務手続きが必要であるため、事務負担の軽減の観点からも制度の継続が妥当であるか検討する必要があります。

見直し基準

- ✔ **【団体運営費補助金】及び【イベント事業費補助金】**については、交付先の団体等において補助金額が総収入額の10%未満であり、必要性や有効性が認められない場合、廃止を検討することとします。
- ✔ 過去2か年における予算の執行率が50%未満のものについては、その要因について十分な検証を行い、必要性が確認できない場合は、内容の見直し若しくは廃止を含めた規模の縮小を図ることとします。

(8) 交付先の財務状況について

毎年特定の団体等に同一の補助金等を交付しているものについては、補助金等への依存度が高まり、交付先の自主性を阻害しているおそれがあります。

また、補助開始当初は財務基盤がぜい弱で、公的に支援する必要があった団体等でも、現在の財務状況によっては、補助金等を交付する必要性が薄れている可能性があることから、交付先の財務状況を決算関係書類などで確認する必要があります。

見直し基準

- ✔ **【団体運営費補助金】及び【イベント事業費補助金】**については、交付先の団体等の過去2か年における決算において、各年度の収支額（翌年度繰越金）が当該年度の補助金額の1/2以上の金額となっている場合、補助金額の引下げを行うこととします。

(9) 精算等について

地方公共団体の経費は、目的を達成するために必要かつ最小限で支出しなければなりません。補助金等においては、交付申請時の事業費に対し実際にかかった事業費が変動した場合、目的を達成できる最小限度の交付額となることが求められます。

見直し基準

- ✔ 事業内容の変更や事業実績の減により、交付決定額が実績に対して過大となる場合については、最終的に適切な交付額となるよう、変更決定や経費の精算を確実に行うこととします。

(10) 実績報告について

補助事業が完了した場合は、実績報告書とともに内容が確認できる書類の提出を求め、事業が交付決定の内容に適合する形で実施されたかを適切に審査する必要があります。

特に、施設整備に対する補助金等については、他の補助金等に比べて1件当たりの補助金額が大きく、整備された施設は将来にわたり利用されることから、補助事業の適切な履行について、実績報告時に書類等で入念に確認する必要があります。

見直し基準

- ✔ 実績報告書の添付書類は、実施内容や金額が明確に確認でき、適切に内容の審査ができるものとします。
- ✔ 【建設事業費補助金】における実績報告書の添付書類は、見積書、契約書、工事確認資料、請求書、支払証憑を基本とします。
- ✔ 実績報告書の添付書類は、補助金等交付要綱に具体的に記載することとします。

(11) 情報公開について

補助金等は、市民や事業者からの税金を主な原資として、奨励や支援という名の下に反対給付なく交付するものであることから、公募しているものだけではなく、非公募により特定の団体等に対し交付するものについても、市民等に対してその存在を公表し、補助金等を交付することについて説明責任を果たす必要があります。

見直し基準

- ✔ 全ての補助金等の一覧を、市ホームページで公表することとします。

／ 豊橋市補助金等一覧 ／

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/54130.htm>



05 補助金等の見直し方法

(1) 見直しの周期について

原則として、終期に合わせて見直しを行うこととします。ただし、終期到来前でも見直しの必要が生じた場合は、速やかな対応に努めることとします。

(2) 見直しの方向性等の検討について

見直し時期が到来した補助金等については、基本的な視点や見直し基準に基づき様々な角度から検証を行い、廃止や縮小、継続など次年度以降における方向性や見直し内容を検討することとします。

なお、【団体運営費補助金】については、交付先の活動状況や財務状況など、ヒアリングを通じて確認した上で、新年度予算要求までに見直しを行うこととし、それ以外の【事業費補助金】については、サマーレビューまでに見直しを行うこととします。

(3) 見直しの方向性等の決定について

見直しに当たっては、『様式1 補助金等調書』及び『様式2 補助金等見直し調書』を作成し、サマーレビューや予算編成過程を経て、次年度以降における取扱いを決定することとします。

06 新規の補助金等の制度設計

新たに補助金等を創設する場合は、本ガイドラインに基づき内容を十分に検討し、適正で効果的な補助金等となるよう制度設計を行うこととします。

なお、補助金等交付要綱の決裁を受ける際は、『様式3 新規補助金等チェックリスト』を記入し、要綱案に添付することとします。

07 その他

補助金等の申請に当たっては、補助要件を満たさない申請や記載内容の不備による修正等を防ぐため、申請書の様式を利用者にとって分かりやすいものとなるよう工夫し、住民情報や納税情報など本市内部で確認できるものについては、証明書類の添付を省略するほか、マイナンバーカードなどを用いた電子申請を可能とするなど、市民サービスの向上や申請手続の効率化に努めることとします。

補助金等調書

No.		作成年度				年度
名 称		担当課				
開始年度		年度	次回見直し年度		年度	
前回改正年度		年度	前回見直し年度		年度	
根拠規程	法令等					
	要綱名					
性 質	区分Ⅰ					
	区分Ⅱ					
交付先						
公 募						
目 的						
内 容						
補助率等						
上乗せ・横出し補助						
評価指標 及び 目 標		評価指標			目標値及び目標年度	
交付状況	年 度	令和	年度	令和	年度	
	予 算					
	決 算					
	執行率					
概算払・前金払			ホームページ			

補助金等見直し調書

名 称	担当課

1. 基本的な視点

評価項目	適否	理由及び対応方針（適否が×の場合）
公益性		
必要性		
妥当性		
有効性		
公平性		

2. 見直し基準

不適合項目	理由及び対応方針

3. 事業効果の検証

評価指標及び目標	達成状況

4. 見直しの方向性等

方向性	内容及び理由

1. 基本的な視点

評価項目	評価基準	不適合と認められる判断基準	左記に該当する場合は×を
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的及び内容に、明確な公益性が客観的に認められるか ・補助金等の効果が広く市民の利益に寄与しているか 	補助金等の効果が特定の団体等にとどまってお り、他への波及効果が認められない	
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の社会経済情勢において市民ニーズが認められるか ・適切な官民の役割分担の観点から、行政が補助する必要性があるか 	過去2年間において、補助実績がない	
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額・補助率・補助対象経費等は適正であり、妥当かつ明確であるか ・他都市の類似の補助金等と比較し、均衡を欠いておらず妥当であるか 	補助金交付団体等の前年度決算が、補助金額以上の収支額（翌年度繰越金）となっている 【団体運営費・イベント事業費】 定額補助における補助金額の根拠が不明 補助金等交付要綱に、補助対象経費や補助要件についての明確な記載がない 他都市の類似の補助金等と比べ、補助金額・補助率等が突出して大きい	
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の目的に合致した成果をあげ、期待する効果が発揮されているか ・委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が最適な手法であるか 	評価指標、目標値、目標年度を設定していない 本市からの依頼等により補助事業が実施されているなど、本来市が主体となっていくべき事業の代替としての性質を有していたり、反対給付として役務の提供があると認められる	
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助交付先は適正・公平に決定されているか ・同一対象者に長期間にわたり補助金等を交付することで、特権的な恩恵を与えていないか 	補助目的を達成し得る対象が複数存在するが、特定の団体やイベント等を対象とした非公募の補助金等である 同一対象者に対し、同一目的かつ同一内容で10年以上補助金等を交付している	

2. 見直し基準

No.	不適合項目
1	国・県等の制度に基づき開始した補助金等であるが、制度終了後も市単独で補助を続けている
2	公募の補助金等であるが、十分な周知が図られていない
3	慶弔費など、公益性との結びつきが薄い経費を補助対象としている
4	人件費などに対する補助について、本市の水準を超えた部分まで補助対象としている
5	上乘せ・横出し補助について、国・県等の補助制度の考え方の確認や、本市独自に補助を行う必要性や効果の十分な検討をしていない
6	交付先の団体等において、補助金額が総収入額の10%未満となっている【団体運営費・イベント事業費】
7	過去2か年における予算の執行率が50%未満である
8	交付先の団体等の過去2か年における決算において、収支額（翌年度繰越金）が補金助額の1/2以上となっている【団体運営費・イベント事業費】
9	事業内容の変更や事業実績の減により、交付決定額が実績に対して過大となる場合について、変更決定や経費の精算を行っていない
10	実績報告書の添付書類として、適切に内容の審査ができる書類が提出されていない
11	実績報告書の添付書類として、見積書、契約書、工事確認資料、請求書、支払証憑が提出されていない【建設事業費】
12	補助金等交付要綱に、実績報告書の添付書類を具体的に記載していない

新規補助金等チェックリスト

名称		性	区分Ⅰ	
		質	区分Ⅱ	

1. 共通事項		
①	本来市が主体となって行うべき事業の代替としての性質を有しているものや、反対給付として役務の提供があると認められるものではない	<input type="checkbox"/>
②	補助目的を達成し得る対象が複数存在する場合は、公募により広く補助対象者を募ることとしている	<input type="checkbox"/>
③	補助対象経費を、補助金等交付要綱に具体的かつ明確に記載している	<input type="checkbox"/>
④	慶弔費、交際費、懇親会費など、公益性との結びつきが薄いと判断される経費を補助対象としていない	<input type="checkbox"/>
⑤	人件費、報償費、旅費などについて、本市の水準までを補助対象としている	<input type="checkbox"/>
⑥	上乘せ・横出し補助について、国・県等の補助制度の考え方を確認し、本市独自に補助を行う必要性や効果を十分に検討している	<input type="checkbox"/>
⑦	評価指標、目標値、目標年度を設定している	<input type="checkbox"/>
⑧	補助金等交付要綱に、実績報告書の添付書類として、適切に内容の審査ができる書類を具体的に記載している	<input type="checkbox"/>
2. 団体運営費補助金・イベント事業費補助金		
①	交付先の団体等において、補助金額が総収入額の10%以上となる見込みである	<input type="checkbox"/>
3. 建設事業費補助金		
①	実績報告書の添付書類として、見積書、契約書、工事確認資料、請求書、支払証憑を基本としている	<input type="checkbox"/>

上記チェック項目に適合しない場合

番号	理由

 city.toyohashi.lg.jp